

第 27 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 7 年 8 月 28 日（木） 午後 1 時 36 分～午後 2 時 25 分
開催場所	佐川町役場 2 階中会議室 2
出席委員	<p>農業委員 出席 5 名</p> <p>2 番田村 和弘 4 番氏原 延 6 番澤村 重隆</p> <p>8 番藤田 省三 9 番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席 11 名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦</p> <p>永田 和道 邑田 昌平 中村 修 伊藤 洋章</p> <p>田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席 4 名</p> <p>1 番藤原 健祐 3 番森田 有紀 5 番田村 公史</p> <p>7 番横畠 悦子</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席 2 名</p> <p>岡村 建介 山口 修二</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第 1 開会</p> <p>第 2 議事録署名委員選任</p> <p>第 3 報告</p> <p>第 4 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 号議案 非農地証明願に関する件</p> <p>第 5 その他</p> <p>第 6 閉会</p>

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、これより第27回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の1番藤原健祐委員と3番森田有紀委員、5番田村公史委員、7番横畠悦子委員、農地利用最適化推進委員の岡村建介委員、山口修二委員の6名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番氏原延委員と6番澤村重隆委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
<p>前田係長</p>	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、14日と19日に経営開始型交付金に関する圃場確認が町内で開催され、事務局より藤本局長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、14日の対象は5か所で、すべてショウガ農家、19日の対象は4か所で、イチゴ農家とニラ農家とトマト農家となっています。</p> <p>21日には農業者年金加入推進特別研修会が佐川町役場においてオンラインで開催され、農業委員3名、農地利用最適化推進委員5名、事務局より藤本局長の合計9名が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、農業者年金制度の概要及び令和7年度高知県の取組方針について高知県農業会議と高知県農協から説明がありました。</p> <p>その後、農業者年金を巡る情勢について、農業者年金基金から説明がありました。</p>

	<p>また、事例報告として、八幡浜市農業委員会より加入推進の取り組みについてのお話がありました。</p> <p>27日には佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局より藤本局長と私が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、各関係機関の予定と農業大学校に関する提案がありました。</p> <p>また、その後佐川町担い手育成総合支援協議会幹事会が行われ、ニラの産地提案書の更新内容について話し合われました。</p> <p>28日は、本日の定例総会となります。</p> <p>また、今後の予定としましては、29日にコスモス行政営農振興協議会総会がJA高知県伊野支所で開催される予定で、会長と事務局から藤本局長が出席予定です。</p> <p>つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書4件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望については、28番のみあります。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件について説明します。

	<p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりで、20番と21番が交換、それ以外が贈与による所有権移転となっています。</p> <p>22番と23番は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
6番澤村委員	<p>20番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から上流へ約100mの所にあります。現在は水田で、許可後は引き続き水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案20番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案20番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>続きまして、21番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

6 番澤村委員	<p>21番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から上流へ約100mの所にあります。現在は水田で、許可後は引き続き水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案21番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案21番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>続きまして、22番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
岩佐推進委員	<p>22番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から南西へ約800m以内に点在しています。現在は水稻を栽培中で稲刈りが終わっています。許可後は水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻や露地野菜を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>

会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案22番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案22番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>続きまして、23番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
北添推進委員	<p>23番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から■■■■は北東へ約400m、■■■■は東へ約450m、■■■■は北西へ約180m、■■■■は東へ約290mの所にあります。現在は水田は水稻を、畑は野菜を栽培中で、許可後は引き続き水稻や野菜を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案23番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案23番につきましては、申請のとおり決定しました。</p>

	<p>続きまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> <p>農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しましたが、転用目的が一般個人住宅であり、申請地の周辺に複数の人家があることから例外規定に該当しますので、転用は出来ます。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
味元推進委員	<p>3番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北東に約170mの所にあり、東側は譲渡人の宅地と畑、西側は水田、南側及び北側は譲渡人の水田で、関係者の承諾も得ております。</p> <p>また、排水計画については西側の既設側溝に流す予定であり、申請地への進入も東側の町道より、譲渡人の宅地を通り進入するように確保できており、何も問題ありません。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案3番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>

会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案3番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。</p> <p>つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第3号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
北添推進委員	<p>2番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から北西へ約150mの所にあります。現在は駐車場、進入路、法面となっています。</p> <p>判断理由としては、■■■■は以前より駐車場として利用しています。■■■■は以前から駐車場や山留の石積みが積まれていることから、現況地目は雑種地と判断しました。</p> <p>佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第6号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第4号議案議地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

藤本局長	<p>第4号議案につきまして、説明をさせていただきます。今年3月31日付けで公告されました地域計画について、農振除外や転用の計画をしている農地について、地域計画から除外したい旨の、地域計画の変更の申出が、産業振興課へ提出されています。</p> <p>地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を、町へ提出することとなっております。このことから、今回、町が変更しようとする部分についての、目標地図の素案を、議案として提出させていただいたものです。</p> <p>変更する部分につきましては、地域計画の地区数は1地区、農地の数は1筆となっております、変更の理由としては、転用申請する農地を地域計画から除く、といったものです。</p> <p>変更する地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、そのファイルをお開きください。(地図について説明する)</p> <p>また、本議案が可決されました後の事務処理としましては、事務局から町へ可決されました目標地図素案を提出し、その後、町が、地図と一体となった変更に係る地域計画について、関係機関の意見聴取を行うこととなっております。関係機関の中には農業委員会も入っていますので、町から変更計画に係る意見の照会が今後ありますが、その変更計画が、本総会にて可決いただいた目標地図素案の内容を踏まえた計画となっておりますことが確認されました場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定に基づき、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第4号議案につきましては提案のとおり決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>私の方から、3点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>先月の総会でもお話しさせていただきましたが、農業委員会法第6条第3項第2号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」と明記されている農業委員会の重要な業務の一つです。</p> <p>議案書にも記載していますが、全国農業新聞は農業委員会の全国組織である全国農業会議所が昭和27年に創刊した専門紙です。</p> <p>農政関連の話題が中心で、全国の農業委員会の活動や農政の動き、現場に役立つ技術・流通情報などを掲載しており、9月19日発行の全国農業新聞では、「農業委員会ネットワーク通信」というコーナーに、佐川町農業委員会の取り組みが掲載される予定です。</p> <p>まだ全国農業新聞の購読をされていない委員におかれましては、この機会にぜひ購読していただきますよう強くお願いいたします。</p> <p>つづきまして、2点目としましては令和7年度一筆調査の現地確認アプリ上の進捗状況についてです。</p> <p>8月25日現在での各委員の調査筆数と、現在アプリ上で調査済みとなっている筆数、まだ調査が残っている筆数、進捗率、入力漏れのある筆数をそれぞれ載せております。</p> <p>オフラインモードで入力している場合は、アップロードという作業を行わないと現地確認アプリとサポートシステムで調査済みとなりませんので、この進捗状況に反映されていないこととなります。</p> <p>9月に入っても現地確認アプリの登録内容を変更することはできません。しかし、行程表を検索しないとけませんし、事務局側でサ</p>

	<p>ポートシステムへ反映する作業を行って、緑のマークが青のマークに変更されていたら、アプリでは内容の変更を行えません。</p> <p>青のマークになっている登録内容を変更したい場合は、別途事務局へ変更内容をお知らせください。</p> <p>調査漏れや記入漏れに関しましては、9月末までに現地確認アプリへ入力したのちに、事務局までご連絡ください。</p> <p>つづきまして、3点目は情報共有・意見交換です。</p> <p>今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会長	情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第27回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>次の定例総会は、9月25日 木曜日 午前9時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。</p>

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
